

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が保有する航空機 J A 4 1 2 X の耐空証明検査整備契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。) が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

1 業務の内容

(1) 業務の名称

J A 4 1 2 X 【ぎんが】耐空証明検査整備

(2) 業務の仕様等

別添仕様書等による。

(3) 履行期間

令和 7 年 6 月 3 日(火)から令和 7 年12月 9 日(火)まで

2 入札参加資格要件

次に示す要件を満たす者であること。なお、(4)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部担当課で調査する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 同型式航空機の航空法（昭和27年法律第231号）第20条による『事業場の認定』並びに航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第 2 条の 2 による『事業の許可』及び同法第 9 条による『修理方法の認可』を受けた者であること。

また、過去において当該型式航空機の整備実績を元請けとして有すること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第77号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(5) この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

3 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して一般競争入札参加申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数のものから申請があった場合は、そのすべての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

4 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を令和7年5月7日(水)午後5時までに岩手県警察本部警備部警備課警察航空隊に提出すること。当該書類の補足、補正は、令和7年5月7日(水)午後5時まで認める。

なお、入札参加者は、提出した書類について、岩手県から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア 入札参加資格を証明する書類

(ア) 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

(イ) 受託実績調書（様式第2号）

国又は地方公共団体における同種業務の受託実績

(ウ) 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第3号）

(エ) 同型式航空機の航空法（昭和27年法律第231号）第20条による『事業場の認定』並びに航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2による『事業の許可』及び同法第9条による『修理方法の認可』の証明書の写し

(オ) 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に、本社を所管する都道府県に納付した以下に掲げる税目および消費税の納税証明書をいう。）

a 普通税

- (a) 県民税
- (b) 事業税
- (c) 地方消費税
- (d) 不動産所得税
- (e) 県たばこ税
- (f) ゴルフ場利用税
- (g) 軽油引取税
- (h) 自動車税
- (i) 鉱区税
- (j) 固定資産税

b 目的税

狩猟税

イ 誓約書（様式第4号）

- ・ 国又は地方公共団体における同種業務の履行状況等
- ・ 従業員の労働福祉の状況等

- (2) 入札参加者は、本説明書（点検整備仕様書を含む。以下、「説明書等」という。）を熟読の上、入札しなければならない。

5 入札の方法等

- (1) 1 (1)の件名で総価で入札する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 提出した入札書は、引き換え、変更及び取消しをすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書（「入札書」である旨記載）
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県知事 達増拓也」と記載）
- (6) 入札参加者の住所、氏名、印（委任された者が入札を行う場合は、委任者の住所、氏名、及び受任者の氏名、印（頭書に「上記代理人」と記載））

7 入札並びに開札の日時及び場所等

令和7年5月22日（木） 午後1時30分 岩手県警察本部警備部警備課警察航空隊

- (1) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した時は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 入札保証保険契約による場合の保証期間は、「入札の日から契約締結の日」までを含む期間とする
- (3) 入札保証金を納付する場合は、あらかじめ16の担当に問い合わせること。
- (4) 入札保証金納付期限

令和7年5月22日(木) 正午まで

9 入札への参加

4(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとし、一般競争入札参加通知書(様式第5号)により通知のあった者とする。

なお、郵送による入札は認めない。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は、無効とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)又は第94条(虚偽表示)に該当する入札
- (2) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (5) 入札参加者又は代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (6) 記名、押印のない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (9) 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札
- (10) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札担当職員の職務執行を妨害する行為等を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本委託契約に係る入札公告に示した競争入札参加資格を有する入札参加者であつ

て、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。
- (3) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない入札参加者又は代理人は、再度入札に加わることができない。
7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止又は文書警告を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし、会計規則第113条に定める確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。
- (3) 会計規則第112条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (4) 契約の条項は、別添契約書案のとおりとする。

15 本説明書についての問い合わせ等

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、16の担当に対し岩手県警察本部警備部警備課長宛で、令和7年5月7日(水)午後5時までに書面により行うこと。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、岩手県警察本部警備部警備課警察航空隊において、令

和 7 年 5 月 9 日 (金) 午後 5 時まで回答書を閲覧して供する。

16 その他

入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地等

郵便番号 025-0004

岩手県花巻市葛 3-183-1 岩手県警察本部警備部警備課警察航空隊

電話番号 0198-26-2013